

令和2年3月号  
第158号

# くらしウォッチャーだより

## contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 3月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

平成27年4月1日に食品表示法が施行されましたが、アレルギー表示の  
ルールの改善及び栄養成分表示等については、令和2年3月31日まで経過  
措置期間が設けられていました。

令和2年4月1日より、措置期間が経過し、特定原材料の7品目のアレルギー  
表示(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)及び、栄養成分表示等が義務化  
されました。(※ただし、小規模の事業者における栄養成分表示の省略は可能)

### アレルギー表示のルールの改善

原則として、個別の原材料や添加物に  
アレルゲンが表示されます。

(個別表示の例)

原材料名 準チョコレート(パーム油(大豆を含む)、砂糖、全粉乳、  
ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、  
ショートニング(牛肉を含む)、砂糖、卵、コーンシロップ、  
乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、  
麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩

添加物 ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料

※アレルギー表示は下線部(実際の商品には下線はありません。)

特定加工食品(※)等が廃止されました。  
(アレルゲンを含む旨が表示されます。)

(特定加工食品の例)

卵の特定加工食品  
マヨネーズ  
小麦の特定加工食品  
パン

新制度では、これらの  
食品についても、アレ  
ルギー表示がされるよ  
うになりました。

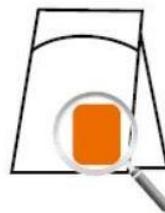
※特定加工食品

一般的に特定原材料等により製造されていることが知られ  
ているため、それらを表記しなくても、原材料として特定原  
料等が含まれていることが理解できるとされていた食品

### 加工食品の栄養成分表示の義務化

容器包装に入れられた加工食品には、  
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、  
ナトリウムの量が表示されます。

ナトリウムの量は、「食塩相当量」で  
表示されます。



栄養成分表示  
1袋当たり

熱量 ●●kcal  
たんぱく質 ▲▲g  
脂質 ◆◆g  
炭水化物 ■■g  
食塩相当量 ★★g

# 消費生活関連

3月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・給湯器を交換すると電気料金が安くなると言われたが断った。
- ・大手電力会社の関連会社を装い、「電気料金が安くなるシステムのご案内です。」と電話があった。問いただすと、大手電力会社とは無関係の会社だった。
- ・「がん保険の新商品について説明したいので時間をもらいたい。」と電話があった。断ったが、しつこく食い下がってきて、やっと電話を切った。
- ・「電気料がいくらか。」と聞かれ、「1万円以下」と答えたところ、「対象外です。」と電話を切られた。
- ・「電気料が20%安くなるお知らせをしたい。」と電話があったが断った。
- ・幼児教材の無料おためしセットを取り寄せたところ、1週間毎に勧誘電話がかかってきた。



## 消費生活相議員からのコメント

平成28年に電力の小売全面自由化が始まり、小売事業に新規参入した事業者からの電気の供給が行われるようになってから4年経過しました。その間、消費者庁では、悪質な事業者は特定商取引法に基づき行政処分を行っています。

最近では、小売事業者が倒産や事業撤退するケースも発生しており、契約していた消費者は新たな契約先と契約しなければなりません。

**電話勧誘販売や訪問販売で業者から勧誘を受けた際、検針票の記載情報は重要な個人情報ですので、安易に教えないよう、新たに契約する場合には、会社の社名や連絡先を確認し、慎重に判断するよう願います。**

## 訪問販売

\* 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です \*

- ・羽毛布団の販売員が訪ねてきた。「布団はいらない。」と断ったところ、「打ち直しをしませんか。」と言われたが断った。



## 消費生活相議員からのコメント

「無料で点検します。」などと、言葉巧みに強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。

強引な訪問販売に注意し、必要なければきっぱり断ってください。



## その他

- ・乳製品のチラシがポスティングされていた。

# 食品の品質表示

3月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈3月分〉

品目別	調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	キャベツ	22	有	22	
				無	0	
	グレープ フルーツ	名称・産地	22	有	22	
					無	0
	水産物	海藻	名称・産地	22	有	22
						無
	畜産物	鶏卵	名称・産地	22	有	22
						無
加工食品	かまぼこ	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	22	有	22	
				無	0	

## ◆報告

- ・新型コロナウイルスの関係で、冷凍食品を購入する人が多かった。レンジで簡単に調理できるのが魅力的なのだと思う。種類も豊富になってきている。
- ・惣菜売り場の平台は、全店パックや袋詰めに変化して、よかったと思います。新型コロナウイルスに関連してか、消費者の買い物動向も変化して、いつも売っている納豆が、午後5時には品切れだったり、いつも購入していたチキン加工品が売り場から消えたりして困ります。値下げのものはありませんでした。

## 消費生活相談員のコメント

新型コロナ感染拡大で、不要不急の外出が制限され、学校が閉鎖され、子供たちも自宅で食事をする機会も増えて、子供たちだけでも簡単に食事の準備ができるようにと冷凍食品や即席麺・カップ麺等が重宝されていると思われます。自宅にいる時間が長くなり、子供たちの日中の過ごし方も様々ですが、**この機会にご家族で献立を考えたり、食品の産地や表示を見ながら、食べ物の大切さや食品ロスについて考えてみませんか。当たり前にある食材を無駄なく消費して、地産地消など生産者や品質の違い等、身近なところから出来るところから始めてみませんか。**

## ～編集後記～

新型コロナウイルス感染が拡大している状況の中で、様々な風説や根拠のない情報が流れています。食料品や生活必需品が必要な方に届くよう、私たち消費者は正しい情報を見極め、デマに惑わされず、冷静な購買活動をしましょう。大崎市消費生活センターは消費者の皆さんに役立つ情報を提供しています。ご活用ください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

～おねがい～

『新型コロナ』に  
ならない!  
うつさない

